〔　　　　　　　　　　　〕**消防計画**

**総　則**

 **目的及び適用範囲**

１　目的

　　この計画は、消防法令に基づき、　　　　　　　　　　　　　　　（以下「当ビル」という｡)の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

|  |
| --- |
| ＊　消防法第８条の２により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合『当ビル』を『当店』とする。 |

２　適用範囲

　　この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

　⑴　当ビルに勤務し、出入りするすべての者

　⑵　防火管理業務の一部を受託している者（＊消防法施行規則第３条第２項に該当する事業所又はテナントについて必要）

|  |
| --- |
| ＊　消防法第８条の２により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合　『⑶　当店が管理する権原の範囲は　　　　　　　　　とする。』を加える。 |

 **管理権原者及び防火管理者の業務と権限**

１　管理権原者の責任等

　⑴　管理権原者である　　　　　　　　　　は、当ビルの防火管理業務について、すべての責任を持つ。

|  |
| --- |
| ＊　消防法第８条の２により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合　『当ビル』を『当店の管理権原の及ぶ範囲』とする。 |

　⑵　管理権原者は、管理的又は監督的な地位にあり、かつ、防火管理業務を適正に執行できる者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせる｡

　⑶　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合は、必要な指示を与えなければならない。

　⑷　管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

２　防火管理者

　　防火管理者である　　　　　　　　　　は、この計画の作成及び実行について、すべての権限を持って次の業務を行う。

　⑴　消防計画の作成及び変更

　⑵　消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設､火気使用設備・器具等の検査・点検の実施及び監督と不備欠陥の改修促進

⑶　消火、通報、避難訓練等の実施

　⑷　消防法第17条の３の３の規定に基づく消防用設備等の点検（以下「消防用設備等の法定点検」という｡）・整備及び立会い

|  |
| --- |
| ＊　消防法第８条の２の２により、防火対象物点検資格者による防火対象物点検報告を要する事業所又はテナント等の場合　　『⑸　消防法第８条の２の２の規定に基づく防火対象物の点検（以下「防火対象物の法定点検」という｡）・整備及び立会い』を加え、⑸以下を各々繰り下げる。 |

　⑸　改装工事等における工事中の立会い及び安全対策の樹立

　⑹　火気の使用、取扱いの指導及び監督

　⑺　収容人員の適正管理

　⑻　従業員に対する防災教育の実施

　⑼　火元責任者等に対する指導及び監督

　⑽　管理権原者に対する提案及び報告

　⑾　放火防止対策の推進

　⑿　臨時に開催される催し物等の管理及び監督

　⒀　その他火災予防上必要な事項

 **消防機関への連絡等**

１　消防機関への連絡等

　　管理権原者又は防火管理者は、次の業務について、消防署長へ報告、届出又は連絡を行う。

　⑴　防火管理者選任（解任）届出

　　　防火管理者を選任、又は解任したときは、消防法施行規則別記様式第１号の２の２により、管理権原者が届け出る。

　⑵　消防計画作成（変更）届出

　　　消防計画を作成し、又は次に掲げる事項を変更したときは、消防法施行規則別記様式第１号の２により、防火管理者が届け出る。

　　ア　管理権原者又は防火管理者の変更

|  |
| --- |
| ＊　消防法第８条の２により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合　『アの２　管理について権原を有する範囲の変更』を加える。 |

　　イ　自衛消防隊の編成その他自衛消防隊に関する事項の大幅な変更

　　ウ　用途変更、増築、改築及び模様替え等に伴う消防用設備等の点検整備に関する事項の変更並びに避難施設及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更

　　エ　消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項の変更

　　オ　防火管理業務の一部を委託した場合、受託法人を変更した場合、委託内容を大幅に変更した場合又は委託を解約した場合

　　カ　その他消防計画で予想しなかった事情が出現した場合

　⑶　自衛消防訓練実施の連絡及び報告

　　　消防計画に基づき、自衛消防訓練を実施するときは事前に、実施したときは速やかに、防火管理者が、消防署長に連絡又は報告をする。

⑷　消防用設備等の法定点検報告

消防法第17条の３の３の規定に基づき、消防用設備等点検結果報告書を 　年に１回消防署長に報告する。

|  |
| --- |
| ＊　防火対象物の法定点検報告を要する事業所又はテナント等の場合　　『⑸　防火対象物の法定点検報告　　　　　消防法第８条の２の２の規定に基づき､防火対象物点検結果報告書を１年に１回　　　　消防署長に報告する｡』を加え、(5)以下を繰り下げる。＊　枚方寝屋川消防組合火災予防条例第23条第１項の規定に該当する場所を有する事業所又はテナント等の場合　　『⑸　禁止行為の許可申請　　　　　喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込を禁止されている場所で、これらの行為を行おうとするときは、消防署長に許可申請する｡』を加え、⑸又は⑹とし、⑸以下を繰り下げる。 |

　⑸　その他火災予防上必要な事項

２　防火管理維持台帳

　　防火管理者は、適正な防火管理業務を遂行するため、「防火管理維持台帳」（別表１）を作成するとともに、消防署に申請、報告又は届出をした書類又はその写しのほか、次に掲げる書類を整備し一括して保管する。

　⑴　消防用設備等設置位置及び避難経路を図示した各階平面図

　⑵　消防法施行規則第31条の３第４項の消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証

　⑶　消防計画に基づき実施される次のアからクまでに掲げる状況を記載した書類

　　ア　防火対象物についての火災予防上の自主検査の状況

　　イ　消防用設備等の点検及び整備の状況

　　ウ　避難施設の維持管理の状況

　　エ　防火上の構造の維持管理の状況

　　オ　定員の遵守その他収容人員の適正化の状況

　　カ　防火上必要な教育の状況

　　キ　増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いに関する監督の状況

　　ク　地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況

　⑷　消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表

　⑸　その他防火管理上必要な書類

|  |
| --- |
| ＊　消防法第８条の２により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合　　『消防法施行規則第４条第１項の防火対象物の全体についての消防計画（変更）届出に係る書類の写し』を加える。＊　消防法第８条の２の３により、防火対象物点検の特例認定を受ける事業所又はテナント等の場合　　『消防法施行規則第４条の２の８第２項の防火対象物点検の特例認定申請書の写し　　消防法施行規則第４条の２の８第５項の防火対象物点検の特例認定通知　　消防法施行規則第４条の２の８第６項の防火対象物点検の特例不認定通知』を加える。 |

**予防管理対策**

 **日常及び定期に行う火災予防**

１　予防管理組織

　　予防管理組織は、火災予防組織と自主点検・検査組織とする。

２　火災予防組織

　　火災予防組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、所定の区域ごとの火元責任者を「火災予防組織編成表」（別表２）のとおり定める。

３　火元責任者の業務

　　火元責任者の業務は、次のとおりとする。

　⑴　担当区域内の火気管理

　⑵　「自主検査表（日常）」（別表３）に定める検査の実施

　⑶　担当区域の規模によっては、火元責任者の中から防火担当責任者を定め、火元責任者に対する指導、監督を行わせるとともに、防火管理者を補佐させる。

４　自主点検・検査組織

　　自主点検・検査組織は、消防用設備等、建物、火気使用設備・器具等及び電気設備・器具等について適正な機能を維持するため、「自主点検・検査組織編成表」（別表４）のとおり自主点検・検査員を定め、次の業務を行う。

⑴　「自主検査チェック表（定期) 」(別表５）に定める日常管理

⑵　「消防用設備等自主点検チェック表」（別表６）に定める設備点検

⑶　「自主検査チェック表（危険物施設) 」(別表７）に定める点検

５　消防用設備等又は特殊消防用設備等の法定点検

⑴　消防用設備等又は特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託し、「消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表」（別表８）により行う。

　⑵　防火管理者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検実施時に立会い、又は担当者を立会わせる。

|  |
| --- |
| ＊　防火対象物の法定点検報告を要する事業所又はテナント等の場合　　『６　防火対象物の法定点検⑴　防火対象物の法定点検は、防火対象物点検資格者が（又は、点検業者に委託し）毎年　 　月に行う。　　　　⑵　防火管理者又は担当者は、防火対象物の点検実施時に立会う｡』を加える。 |

 **報告等**

１　点検・検査結果の記録及び報告

　⑴　自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を防火管理者に報告する。

　⑵　防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を記録し、保存するとともに、管理権原者に報告する。

２　不備欠陥等の改善・整備

　⑴　管理権原者は、不備欠陥部分がある場合は、速やかに改善する。

　⑵　防火管理者は、不備欠陥部分の改善について予算措置その他の理由により時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改善計画を樹立する。

　⑶　防火管理者は、不備欠陥部分の改善計画及び改善結果を管理権原者に報告する。

 **火災予防措置**

１　火気等の使用制限等

　　防火管理者は、施設内における喫煙及び火気等の使用の制限を行い、その具体的な場所等を指定する。

２　臨時の火気使用等

　　次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し承認を得なければならない。

　⑴　指定場所以外での喫煙又は火気の使用

　⑵　各種火気使用設備・器具等の設置又は変更

　⑶　危険物等の使用

　⑷　改装、模様替え等の工事

３　火気等の使用時の遵守事項

　　火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

　⑴　電熱器・ガス器具等の火気使用設備・器具等は、指定場所以外で使用しない。

　⑵　火気使用設備・器具等は、事前に点検してから使用する。

　⑶　火気使用設備・器具等は、周囲に可燃物がないことを確認してから使用する。

　⑷　火気使用設備・器具等を使用した後には、必ず点検を行い安全を確認する。

　⑸　指定場所以外の場所では、喫煙しない。

４　施設に対する遵守事項

　　従業員は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

　⑴　廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設

　　ア　避難の支障になる設備機器を設けたり、物品を置いたりしない。

　　イ　床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

　　ウ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合に廊下や階段の幅員を有効に保持できるようにする。

　　エ　避難口等に設ける戸及びその前面には、その戸を隠ぺいし、又は識別を妨げる恐れのあるカーテン、装飾用物品等を設けない。

　⑵　延焼を防止し又は有効な消防活動を確保するための防火施設

　　ア　防火戸は、常時閉鎖又は火災時に自動閉鎖できるよう閉鎖の支障となる物品を置かない。

　　イ　防火戸に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。

５　避難経路図等

　　防火管理者は、消防用設備等の配置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員等に周知徹底するとともに、見やすい場所に掲出する。

６　収容人員の管理

　　防火管理者は、催し物の開催等により混雑が予想される場合は、収容人員を適正に管理するとともに、避難経路の確保、避難誘導員の配置、入場制限など必要な措置をとる。

７　避難施設・防火施設等の管理

　　防火管理者は、施設の維持管理のため、避難施設・防火施設･その他の防災に係る施設の点検及び巡回を定期に行い、常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

 **工事中の安全対策**

工事中の安全対策の樹立

防火管理者は、工事を行おうとするときは、工事中の安全対策を樹立し、作業者に対して次の事項を周知し遵守させなければならない。

　⑴　溶接･溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を整える。

　⑵　作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、それ以外の場所では喫煙しない。

　⑶　工事場所ごとに火気取扱責任者を指定し、工事の状況を定期に防火管理者に報告させる。

　⑷　作業工程表以外に危険物、火気使用設備・器具等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。

　⑸　放火を防止するために、器材等の整理整頓を行う。

　⑹　災害発生時の通報連絡体制を樹立する。

　⑺　その他防火管理者が必要と認める事項

 **放火防止対策**

日常の放火防止対策

防火管理者及び従業員等は、次の事項に留意し放火防止に努める。

⑴　廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

⑵　物置、空室、雑品倉庫等常時監視が困難な場所は、施錠する。

⑶　建物内外の整理整頓を行う。

⑷　トイレ、洗面所等の巡回を行う。

⑸　火元責任者又は最終退出者は、火気の確認及び施錠を行う。

⑹　建物外灯の終夜点灯を行う。

**自衛消防活動**

 **自衛消防隊**

　編成及び任務

自衛消防隊は、本部隊と地区隊をもって編成し、その主な任務は「自衛消防隊の編成と任務」（別表９）のとおりとする。

１　通報連絡

　⑴　火災その他の異常（以下「火災等」という。）を発見した者は、大声で周囲の者に知らせるとともに、 　　　　　　　　　 にその場所、状況等を速報する。

⑵　 　　　　　　　 勤務員は、火災等を確認後、直ちに１１９番通報するとともに、放送設備等により在館者に火災等が発生したことを知らせ、消火、避難誘導などを指示（別記１）する。

⑶　ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

⑷　管理権原者又は防火管理者が不在の時は、緊急連絡表（別表10）により管理権原者又は防火管理者へ連絡する。

２　初期消火

　　火災を発見した者及び消火班員は、消火器、屋内消火栓設備等を活用し、初期消火を行う。

３　安全防護

　　防護班員は、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等を閉鎖し、排煙設備を作動させるなど、火災や煙の拡大と拡散を防止する。

４　避難誘導

　　避難誘導班員は、次により避難誘導に当たる。

　⑴　避難経路図に基づいて、避難誘導する。

　⑵　放送設備、携帯拡声器等を使用して、落ち着いて行動するよう呼びかける。

　⑶　避難方向がわかりにくい曲がり角等には誘導員を配置する。

　⑷　負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、指揮班に報告する。

　⑸　エレベーターによる避難は、禁止する。

５　応急救護

　⑴　応急救護班員は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるようにする。

　⑵　応急救護担当は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度など必要な事項を記録する。

６　自衛消防隊の活動範囲

⑴　自衛消防隊の活動範囲は、当ビル内とする。

　⑵　近接する防火対象物からの火災で延焼の恐れがある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用し、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

|  |
| --- |
| ＊　消防法第８条の２により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合『当ビル内』を『当店内』とする。 |

**ガス漏れ対策**

ガス漏れ対策

ガス漏れ事故防止の対策は、（別記２）による。

**休日、夜間の防火管理体制**

１　休日、夜間の管理

　　防犯カメラ及び巡回により火災、不法侵入その他の異常を監視する。

２　休日、夜間における自衛消防体制

　　休日、夜間等勤務人員が少ない時の自衛消防隊の編成は、「休日・夜間の自衛消防隊編成表」（別表11）で通常勤務時間帯に準じて消防活動及び緊急連絡等を実施する。

**震災対策**

 **予防措置**

１　予防措置

　　防火管理者は、地震時の被害を軽減するため、次の措置を講じる。

　⑴　看板、窓枠、外壁等の倒壊、転倒、落下等の防止

　⑵　ロッカー、書棚等の転倒及び収容物の落下防止

　⑶　火気使用設備・器具等の上部や周囲には、転倒し、又は落下するおそれのある物品や可燃物を置かない。

　⑷　火気使用設備・器具等の自動消火装置や燃料の自動停止装置等の点検

　⑸　引火や発火などの危険性を有する物品を収容する容器は、転倒防止措置を講じた頑丈な戸棚等に収納する。

　⑹　危険物の流出、漏洩等の防止措置

⑺　非常用の発電、蓄電池設備等の燃料、冷却水、充電状況等の点検

 **震災時の活動**

１　地震時の安全措置

　　地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。

　⑴　地震発生時は、身体の安全を守ることを最優先とする。

　⑵　火気使用設備・器具等の直近にいる従業員は、電源や燃料の遮断等により火の始末を行い、その状況を防災センターへ報告する。

　⑶　ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料パイプ等の閉止操作と確認を行う。

　⑷　従業員は、周囲に火災、けが人、機器や物品の転倒落下その他の異常が発生していないか確認し、火元責任者等に報告する。火元責任者等は、応急措置を行うとともに、その状況を防災センターに報告する。

⑸　火元責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、消防用設備等、火気使用設備・器具等、危険物施設及びガス漏れ等について点検や検査を実施し異常が認められた場合は、応急措置を行うとともに防災センターに報告する。

２　震災時の活動

　　震災時の活動は、「自衛消防活動」によるほか、次により行う。

　⑴　情報収集等

　　ア　テレビ、ラジオ等の報道、周辺の状況確認により震災情報を把握する。

　　イ　混乱を防止するため、必要な情報を在館者に知らせる。

　⑵　初期救助、初期救護

　　ア　初期救助、初期救護活動にあたっては、応急救護担当を中心として、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

　　イ　負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、緊急を要するときは、医療機関等に搬送する。

　⑶　避難誘導等

　　ア　在館者等に震災状況を提供して落ち着かせ、防災関係機関の避難の指示、勧告、命令等又は自衛消防隊長の避難命令があるまで安全な場所で待機させる。

　　イ　広域避難場所に誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況等について説明する。

　　ウ　避難は、先頭と最後尾に自衛消防隊員を配置し、徒歩により避難する。

⑷　地域及び近隣建物への応援及び協力

　　　自衛消防活動に余力がある場合は、人員、防災資器材等を活用して近隣火災の消火、人命救助活動等を行い、地域住民と協力して地域の安全確保に努める。

**防災教育及び訓練**

 **防災教育**

防災教育の実施時期等

防災教育は、実施者の任務分担を定め、「防災教育の実施予定表」（別表12）により概ね次の事項について行う。

　⑴　消防計画

　⑵　従業員が守るべき事項

　⑶　火災発生時の対応

　⑷　地震時の対応

　⑸　その他火災予防上必要な事項

 **訓　　練**

訓練の実施時期等

防火管理者は、「自衛消防訓練予定表」（別表13）により自衛消防訓練を実施する。

|  |
| --- |
| ＊　消防法第８条の２により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合**統括防火管理**　１　防火管理者　　　防火管理者は、次の業務を行うときは事前に、行ったときは速やかに、統括防火管理者に連絡又は報告をする。　　⑴　管理について権原を有する範囲を変更したとき　　⑵　用途及び設備を変更したとき　　⑶　消防計画を作成し又は変更したとき　　⑷　防火管理者を選任し、又は解任したとき　　⑸　消防用設備等の法定点検を実施したとき＊　防火対象物の法定点検報告が必要な事業所またはテナント等の場合　　『⑹　防火対象物の法定点検を実施したとき』を加え、⑹以下を各々繰り下げる。　　⑹　内装改修又は改築等の工事を行うとき　　⑺　大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物若しくは引火性物品の貯蔵・取扱を行うとき　　⑻　臨時に火気を使用するとき　　⑼　火気使用設備・器具等又は電気設備・器具等の新設、移設、改修等を行うとき　　⑽　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を発見したとき、又は改修したとき　　⑾　催物を開催するとき　　⑿　防火管理業務の一部を委託するとき　　⒀　消防計画に定める事項について消防機関への報告及び届出を行うとき　　⒁　消防計画に定めた訓練を実施するとき　　⒂　統括防火管理者から指示命令された事項を行ったとき　　⒃　その他火災予防上必要な事項　２　自衛消防活動等　　　火災等の災害が発生したときは、全体の消防計画に基づき、他のテナント等の自衛消防隊と協力して自衛消防活動を行う。　３　訓練　　　防火管理者は、従業員を建物全体で実施する訓練に参加させる。』を加える。 |

|  |
| --- |
| ＊　消防法施行規則第３条第２項に該当する事業所又はテナント等の場合**防火管理業務の一部委託**１　委託者からの指揮命令　　　委託を受けて防火管理業務に従事する者　　　　　　　　　（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。　２　受託者の業務　　　防火管理業務の受託範囲は、「防火管理業務委託状況表」（別表14）のとおりとし、受託者は、受託契約の内容に基づき、火災予防上の安全を確保するとともに、その結果を記録し防火管理者に報告する。』を加える。 |

　　附　則

　この計画は、　　　　年　　月　　日から実施する。

５